

長崎市屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

(平成30年12月26日公布)

近年の異常気象による広告物への影響や老朽化した広告物の増加などにより、今後、落下、破損に伴う人身事故の危険性が拡大することが予想されます。

このような状況を踏まえ、長崎市では、実効性のある点検を実施させ、適正に管理されず放置される屋外広告物をなくすため、新たに点検義務を追加するなどの「長崎市屋外広告物条例」及び「同施行規則」を一部改正し、**平成31年4月1日から施行**します。

【改正の概要】

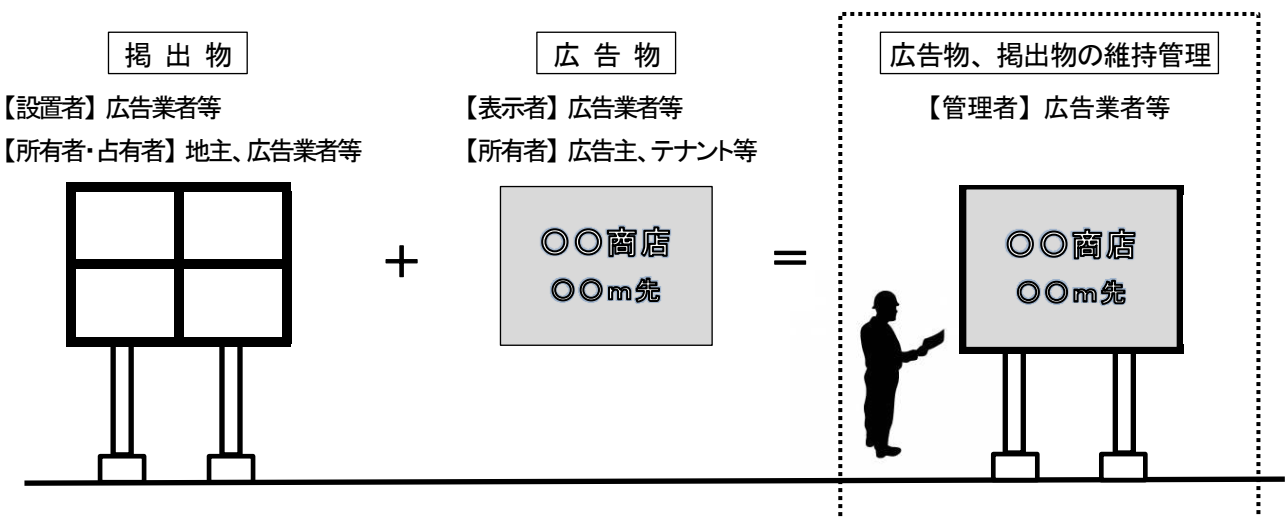
(1) 管理義務対象者の見直し（条例第20条関係）

所有者、占有者の管理責任を明確にするため、管理義務の対象者は、これまでの「表示者」、「設置者」、「管理者」に「所有者」、「占有者」を追加しました。

| | 改正前 | 改正後 |
|------|-------------|-----------------------------|
| 管理義務 | 表示者、設置者、管理者 | 表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者 |

- ・所有者 … 広告物又は、広告物を掲出するための枠、支柱等の物件（以下「掲出物」という）を所有する者
- ・占有者 … 所有者の承諾又は依頼に基づき、掲出物を使用する権利を有する者
- ・表示者 … 広告物を出す者
- ・設置者 … 掲出物を主体的に設置する者
- ・管理者 … 所有者又は占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者

【屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の関係（例）】



(2) 点検義務の追加 (条例第 20 条の 2 関係)

ア 点検義務の追加

全ての広告物等の所有者又は占有者に対して、**点検義務を追加**しました。

点検は**設置後3年以内**ごと、ただし、許可等の更新申請時は申請前3月以内とします。

イ 安全点検報告書の提出義務の追加

許可等の更新申請時に、**安全点検報告書の提出義務**を追加しました。

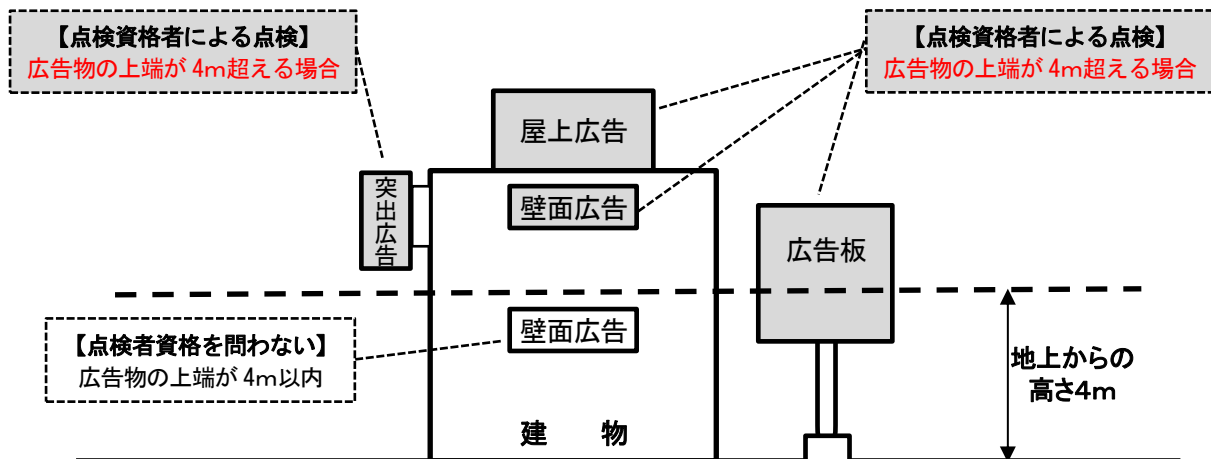
ウ 点検者の資格要件の追加

上端の地上からの高さが4mを超える**危険性の高い広告物等の点検には資格要件を追加**しました。

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|-----|------------------------------------|
| 点検義務 | — | 所有者、占有者 |
| 点検対象 | — | 全ての広告物 (簡易なものを除く) |
| 点検報告書 | — | 許可等の更新時に提出 |
| 点検時期 | — | 設置後3年以内ごと 許可等の更新時は、申請前3月以内 |
| 点検者資格 (地上からの高さが4m超) | — | 屋外広告士 建築士 (1,2 級) 特定建築物調査員※1 |

※1：建築基準法による一定規模以上の特殊建築物等 (不特定多数の人が利用するホテル、映画館、百貨店、病院、福祉施設等) の定期報告を行うことができる資格者

【点検資格者による点検が必要となる屋外広告物 (例)】



(3) 屋外広告業登録に必要な業務主任者資格の厳格化 (条例第 44 条関係)

屋外広告業登録には、業務主任者を設置する必要があり、その資格が定められています。

今回、この資格要件のうち、屋外広告に関する知識を習得できているか確認できないものを除外しました。

| | 改正前 | 改正後 |
|---------|--|---|
| 業務主任者資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者 ・設置の責任者を5年以上経験した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者 |

(4) 大規模広告物の管理者資格の厳格化（条例第 32 条関係）

屋外広告物は、管理者を設置する必要がある、そのうち大規模広告物（建築基準法による建築確認申請が必要な工作物で高さ4mを超える広告塔、広告板等）の管理を行う場合には、資格が必要です。

今回、この資格要件のうち、屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外し、新たに**特定建築物調査員**を追加しました。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------|--|---|
| 管 理 者 資 格 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士（1,2 級、木造） ・屋外広告業者（登録・届出） ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者 ・電気工事士 ・電気主任技術者 ・帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 ・設置の責任者を5年以上経験した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士（1,2 級、木造） ・特定建築物調査員 ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者 |

(5) 経過措置

点検者資格の追加、業務主任者資格及び大規模広告物の管理者資格の厳格化に伴う経過措置を設定しました。

| | 経過措置 |
|------------------|---|
| 点検者資格の追加 | 改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなす経過措置期間は、見直し後の最初の更新申請時までとする（ 最長3年間 ） |
| 業務主任者資格の厳格化 | 除外された者も業務主任者とみなす経過措置期間を業の登録有効期間に合わせて 5年間 とする。 |
| 大規模広告物の管理者資格の厳格化 | 除外された者も管理者とみなす経過措置期間を広告物の最長許可期間に合わせて 3年間 とする。 |

【点検者資格・管理者資格・業務主任者資格の経過措置】

| | | 【施行】 | 【1年目】 | 【2年目】 | 【3年目】 | 【4年目】 | 【5年目】 | 【6年目】 |
|--------------------|--------------|--|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | | H31年 4月1日 | H32年 4月1日 | H33年 4月1日 | H34年 4月1日 | H35年 4月1日 | H36年 4月1日 | H37年 4月1日 |
| 点検者資格の追加 | | 1 回目の更新（最長 3 年間） ※最長の許可期間に合わせる | | | | | | |
| 点検 (許可更新時のみ) | 3年更新 | 更新 | | | 更新1回目 | | | 更新2回目 × |
| | 2年更新 | 更新 | | 更新1回目 | | 更新2回目 × | | |
| | 1年更新 | 更新 | 更新1回目 | 更新2回目 × | | | | |
| 業務主任者資格の厳格化 | | 経過措置 5 年間 ※登録有効期間に合わせる | | | | | | |
| 選任 (登録更新時) | 登録有効 5年 | 更新 | | | | | 経過措置満了 × | |
| 管理者資格の厳格化 | | 経過措置 3 年間 ※最長の許可期間に合わせる | | | | | | |
| 設置 (許可更新時) | 許可更新 最長3年 | 更新 | | | 経過措置満了 × | | | |